（外国会社訂正報告書の提出要件）

第十六条　法第二十四条の四の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、外国会社が訂正報告書に代えて外国会社訂正報告書（同項に規定する外国会社訂正報告書をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（外国会社訂正報告書の提出等）

第十七条　［略］

３・２　［略］

３　前項第一号の訂正の対象となる内部統制報告書に財務報告に係る内部統制は有効である旨の記載がある場合において、外国会社訂正報告書に開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載するときは、同項第二号の訂正の理由は、次に掲げる事項について日本語によって記載するものとする。

一　当該開示すべき重要な不備の内容

二　当該開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置がある場合には、当該措置の内容及び当該措置による当該開示すべき重要な不備の是正の状況

三　財務報告に係る内部統制の評価結果を訂正した経緯

四　当該訂正の対象となる内部統制報告書に当該開示すべき重要な不備の記載がない理由

第一号様式

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の４第__項
【提出先】	____財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】(2)	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】(3)	
【最高財務責任者の役職氏名】(4)	
【本店の所在の場所】	
【縦覧に供する場所】(5)	名称 （所在地）

［１～５　略］

（記載上の注意）

［(1)～(6)　略］

(7)　評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項

［ａ～ｃ　略］

ｄ　財務報告に係る内部統制の評価の範囲

財務報告に係る内部統制の評価範囲及び当該評価範囲を決定した手順、方法、根拠等を簡潔に記載すること。なお、やむを得ない事情により、財務報告に係る内部統制の一部の範囲について十分な評価手続が実施できなかった場合には、その範囲及びその理由を記載すること。

（外国会社訂正報告書の提出要件）

第十六条　法第二十四条の四の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）において準用する法第二十四条第八項に規定する内閣府令で定める場合は、外国会社が訂正報告書に代えて外国会社訂正報告書（同項に規定する外国会社訂正報告書をいう。次条第一項において同じ。）を提出することを、その用語、様式及び作成方法に照らし、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合とする。

（外国会社訂正報告書の提出等）

第十七条　［同上］

２　［同上］

［項を加える。］

第一号様式

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の４第__項
【提出先】	____財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【会社名】(2)	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】(3)	
【最高財務責任者の役職氏名】(4)	
【本店の所在の場所】	
【縦覧に供する場所】(5)	名称 （所在地）

［１～５　同左］

（記載上の注意）

［(1)～(6)　同左］

(7)　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　［同左］

財務報告に係る内部統制の評価範囲及び当該評価範囲を決定した手順、方法等を簡潔に記載すること。なお、やむを得ない事情により、財務報告に係る内部統制の一部の範囲について十分な評価手続が実施できなかった場合には、その範囲及びその理由を記載すること。